

# トラブルを防ぐために!

1. 相手を簡単に信用しない。簡単に会わない。  
知らない電話番号に電話しない。  
メールに返信しない。
2. 「無料」「今だけ」「今すぐ」に惑わされない。
3. クリック、サインは慎重にする。
4. 借金はしない(クレジットも借金です)。
5. 困った時には一人で悩まず、すぐに相談。



## 困った時の強い味方「クーリング・オフ」

「クーリング・オフ」は、消費者が契約した後で冷静に(cooling)考える時間を与え、一定期間内であれば無条件で一方向的に契約を解除できる制度です。  
契約書面を受け取った日を含めて8日以内(マルチ商法などでは20日以内)に書面で通知します。(はがきに書いてコピーを取り、簡易書留等で通知する)

### クーリング・オフできる内容

| 取引内容                  | 期間   |
|-----------------------|------|
| 訪問販売(アポイントメント商法等)     | 8日間  |
| 電話勧誘取引                | 8日間  |
| 特定継続的役務提供(エステ、語学教室等)* | 8日間  |
| 連鎖販売取引(マルチ商法)*        | 20日間 |
| 業務提供誘引販売取引(内職商法等)*    | 20日間 |

### クーリング・オフのできない内容

- ・店舗での購入(上記\*の取引を除く)
- ・通信販売など

通知書  
次の契約を解除します。  
契約年月日 平成〇〇年〇月〇日  
商品名 〇〇〇〇  
契約金額 〇〇〇〇円  
販売者 株式会社××□□営業所  
担当者 △△△  
支払った代金〇〇〇円を返金し、  
商品を引き取ってください。  
  
平成〇〇年〇月〇日  
〇県〇市〇町  
氏名

クーリング・オフ  
ハガキの書き方

## 困った時は、お気軽にご相談ください



|                   |              |              |                     |
|-------------------|--------------|--------------|---------------------|
| 福井県消費生活センター       | 0776-22-1102 | 大野市消費者相談センター | 0779-66-1111(内線293) |
| 福井県嶺南消費生活センター     | 0770-52-7830 | 勝山市消費者センター   | 0779-88-8103        |
| 福井県警察本部(悪質商法110番) | 0776-24-4194 | 鯖江市消費者センター   | 0778-53-2204        |
| 福井弁護士会            | 0776-23-5255 | あわら市消費者センター  | 0776-73-8017        |
| 福井県司法書士会 総合相談センター | 0776-30-0771 | 越前市消費者センター   | 0778-22-3773        |
| 福井市消費者センター        | 0776-20-5588 | 坂井市消費者センター   | 0776-50-3030        |
| 敦賀市消費生活センター       | 0770-22-8115 | 池田町消費生活相談窓口  | 0778-44-8003        |
| 小浜市消費生活相談室        | 0770-53-1140 | 越前町消費生活相談窓口  | 0778-34-8700        |

出会い系  
サイトって  
おもしろそう



占いや懸賞  
楽しいな!

みんな  
ちょっと  
無防備すぎ  
だよお~



ケケケ  
また一人...



インターネットに  
電子メール!

いつでも  
つながる  
友達がいる



あなたは  
だいたい  
じょうぶ?  
?

若者ねらいの悪質な手口にご用心!